

事業概要（補助対象経費等）

補助事業に要する経費①

- 補助事業に要する経費は、補助対象設備に係る設備費、設計費、工事費となります。

区 分	内 容
設 備 費	補助事業の実施に必要な機械装置、 製造（改修を含む。）に要する経費
設 計 費	補助事業の実施に必要な機械装置 建築材料等の設計費 システム設計費 等
工 事 費	補助事業の実施に不可欠な工事に要する経費

- ※ 補助対象経費は事業区分毎に異なりますのでご注意ください。
- ※ 個別のシステム設計や強度計算等が発生し、対価に応じた成果物（設計図書等）が作成される場合、これらを設計費として補助事業に要する経費に含めます。
- ※ 工事実施に伴う工事用図面等は、設計費ではなく、工事費として補助事業に要する経費に含めます。
- ※ 複数事業者の連携事業等において、更新する設備に付帯する配管設備のうち、断熱材等を含み損失等を防ぎ省エネルギー効果が明示できる配管は、設備費として補助事業に要する経費に含めます。

補助事業に要する経費②

➤ なお、以下の経費については補助事業に要する経費ではなく
その他の経費となります。

- SIIが補助事業に要する経費として対象外と判断した機器、設備、構造物、基礎工事等
- 補助金交付決定が行われる以前に係る経費（事前調査費等）
- 建屋等の建築物、外構工事費等、及び事業に関係のない工事費
- 既存設備・システムの解体・撤去・移設に係る経費
- 消費税及び地方消費税

補助対象経費①

- (A) 先進事業、(B) オーダーメイド型事業の補助対象経費は、補助対象設備に係る設備費のみとします。

※ 設計費、工事費は対象外

区 分	内 容
設 備 費	補助事業の実施に必要な機械装置、製造（改修を含む。）に要する経費

※ (c) 指定設備については、公募要領の「指定設備の設備区分と設備区分毎に定める基準表」に示す補助対象の範囲を参照のこと。

補助対象経費②

- (D) エネマネ事業の補助対象経費は、補助対象設備に係る設備費、設計費、工事費とします。

区 分	内 容
設 備 費	補助事業の実施に必要な機械装置の購入、製造（改修を含む。）に要する経費
設 計 費	補助事業の実施に必要なシステム設計費等
工 事 費	補助事業の実施に不可欠な工事に要する経費

補助率及び補助金限度額①

各事業区分の補助率について

	(A) 先進事業	(B) オーダーメイド型事業	(D) エネマネ事業
中小企業者等	10/10以内	10/10以内 ※投資回収年数7年未満の 事業は1/3以内	1/2以内
上記以外 (みなし大企業を含む)	3/4以内	3/4以内 ※投資回収年数7年未満の 事業は1/4以内	1/3以内

※ 事業区分 (C) 指定設備導入事業については、設備種別・性能（能力）毎で、公募要領の「指定設備の設備種別毎に定める定額補助金額」に示す定額補助額となります。

補助率及び補助金限度額②

各事業の補助金限度額について

	(A) 先進事業	(B) オーダーメイド型事業	(C) 指定設備導入事業	(D) エネマネ事業
上限額	1 5 億円/年度 (3 0 億円/事業全体)	1 5 億円/年度 (2 0 億円/事業全体) ※連携事業の場合は 3 0 億円	1 億円/年度	1 億円/年度 (1 億円/事業全体)
下限額	事業実施年数×100万円	事業実施年数×100万円	2 0 万円/事業全体	1 0 0 万円/事業全体

※ () 内は複数年度事業の事業全体の上限額です。

※ 事業区分 (C) は定額補助となりますが、複数台の設備を導入し上限額 1 億円を超えた場合は、超過分の経費は事業者負担となります。

※ (D) エネマネ事業を組み合わせる場合は、該当する事業区分と (D) エネマネ事業それぞれの上限額の合計を、事業全体の上限額とします。

補助事業期間と事業実施スケジュール

補助事業期間

事業開始日

交付決定日を事業開始日とします。

※契約・発注行為は必ず交付決定日以降に行ってください。

事業完了日

導入された設備を検収の上、補助事業に要する経費の支払いが完了する日を事業完了日とします。

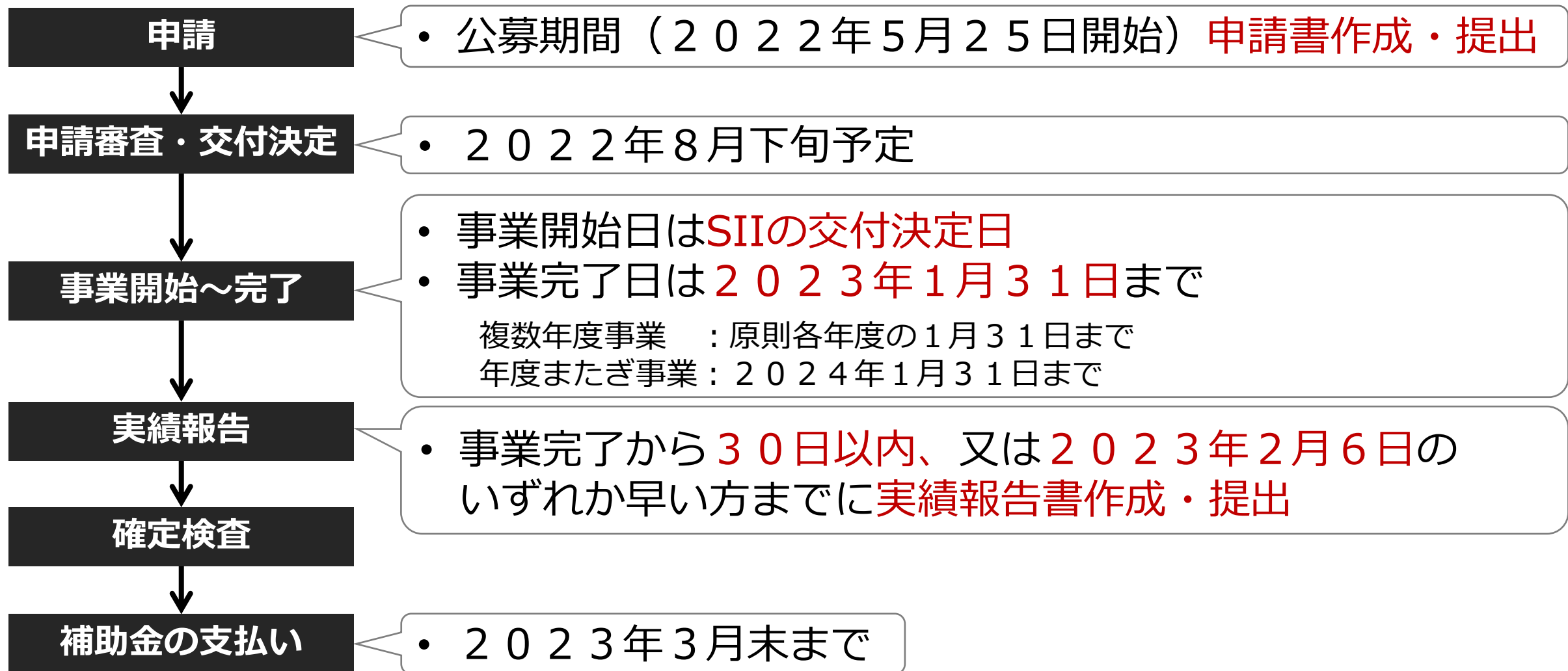
補助事業（単年度）は、原則2023年1月31日（火）まで、

複数年度事業は、原則各年度の1月31日まで、

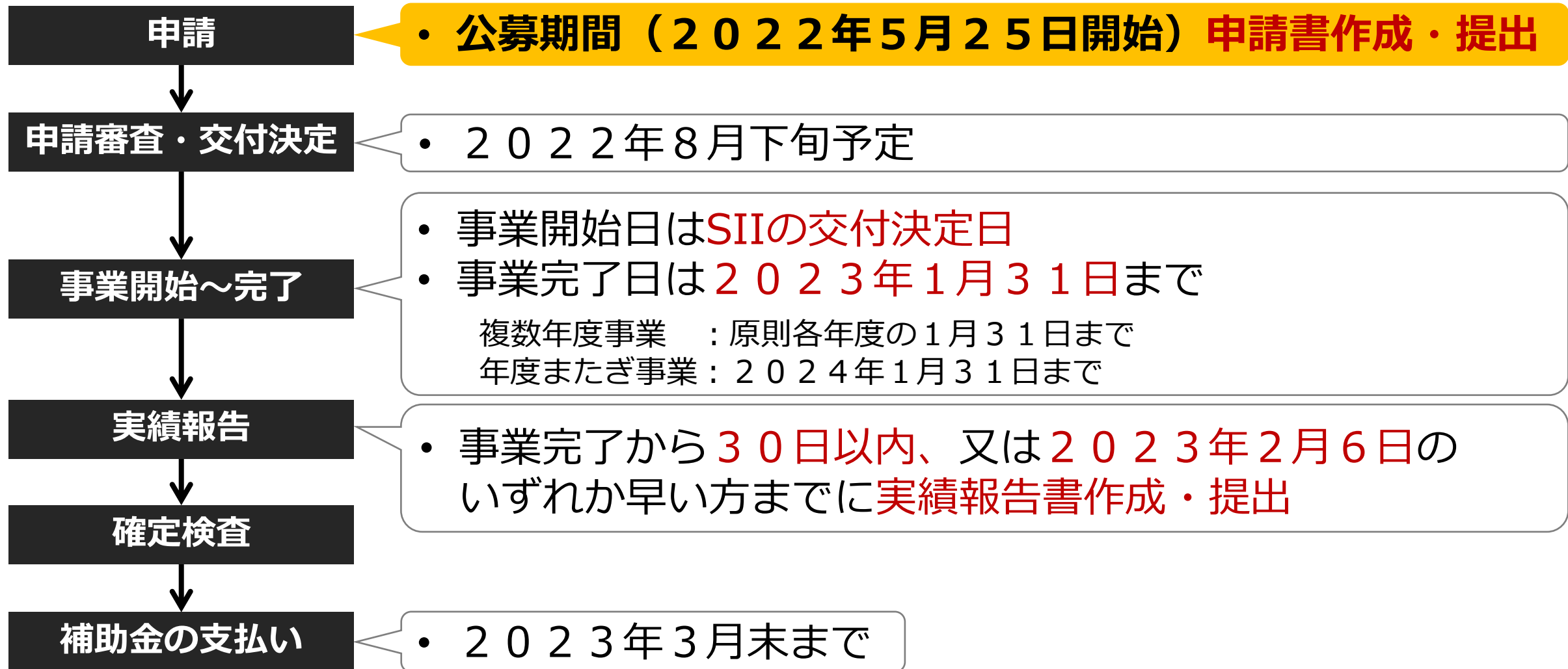
年度またぎ事業は、2024年1月31日（水）までに完了させてください。

- ▶ 申請時の事業完了予定日は厳守のこと。遅延の場合、補助対象とならない場合があります。
事業完了の遅延が見込まれる場合は、速やかにSIIに連絡してください。

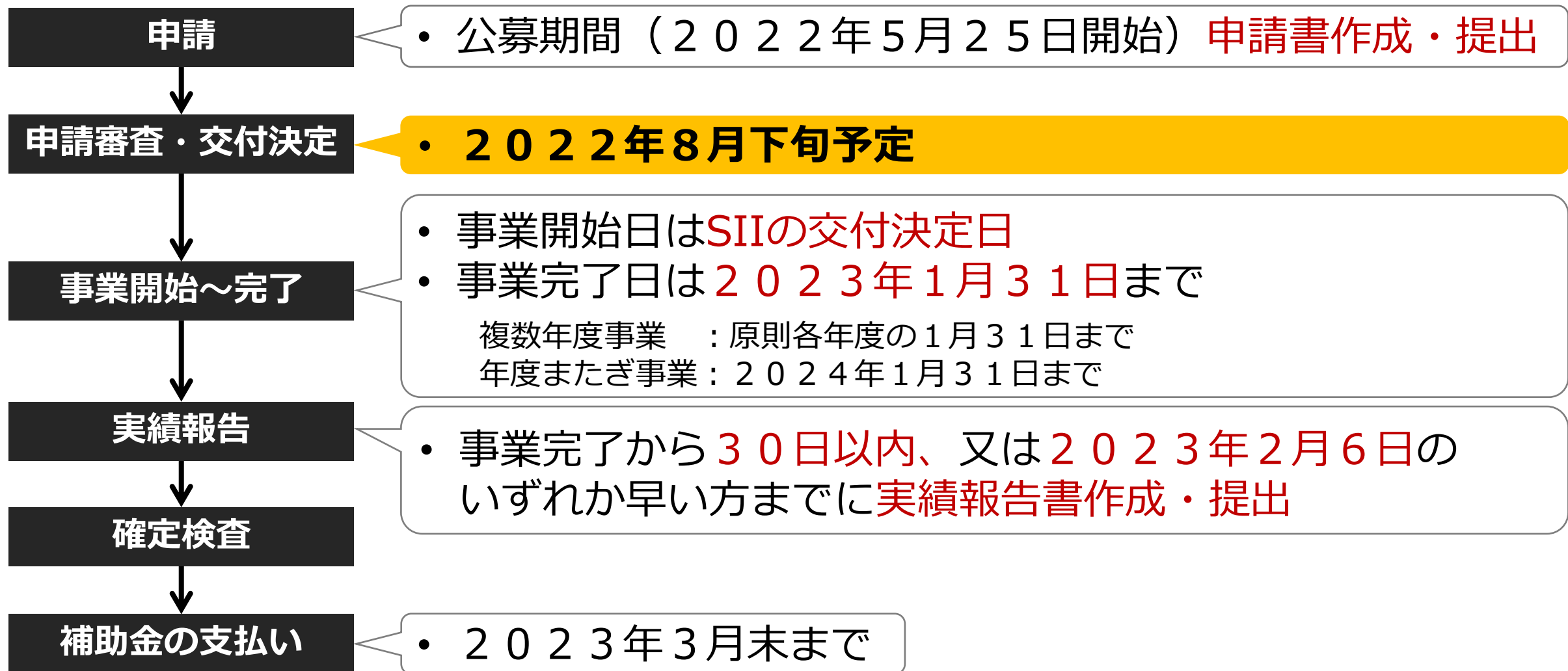
事業実施スケジュール



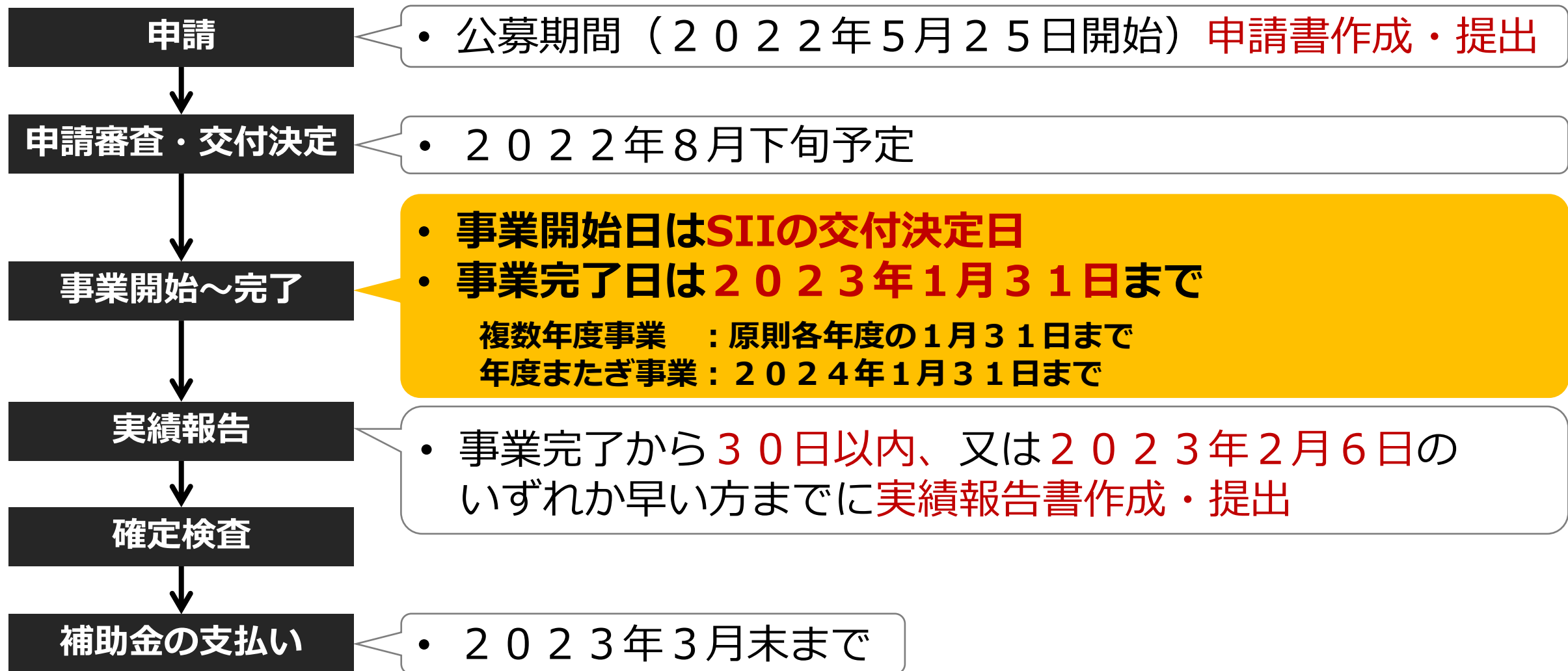
事業実施スケジュール



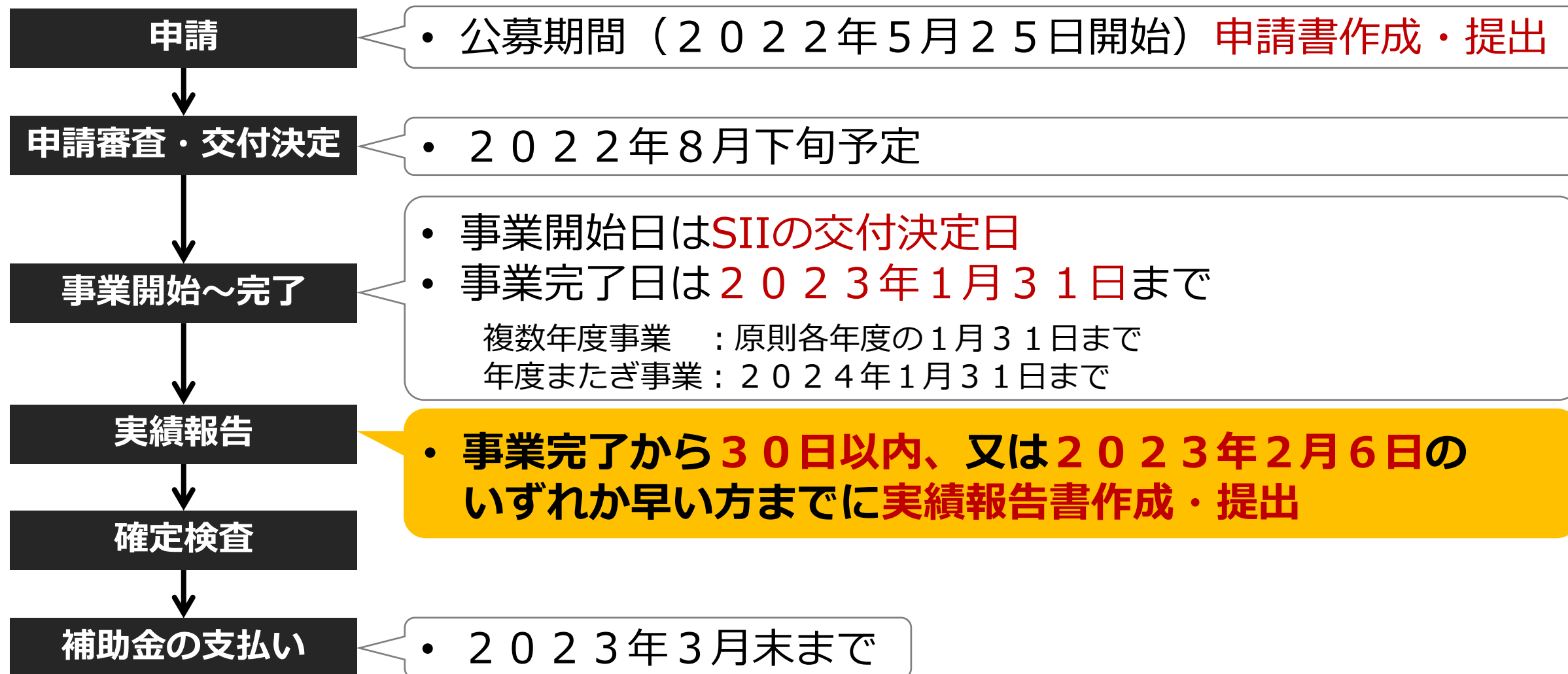
事業実施スケジュール



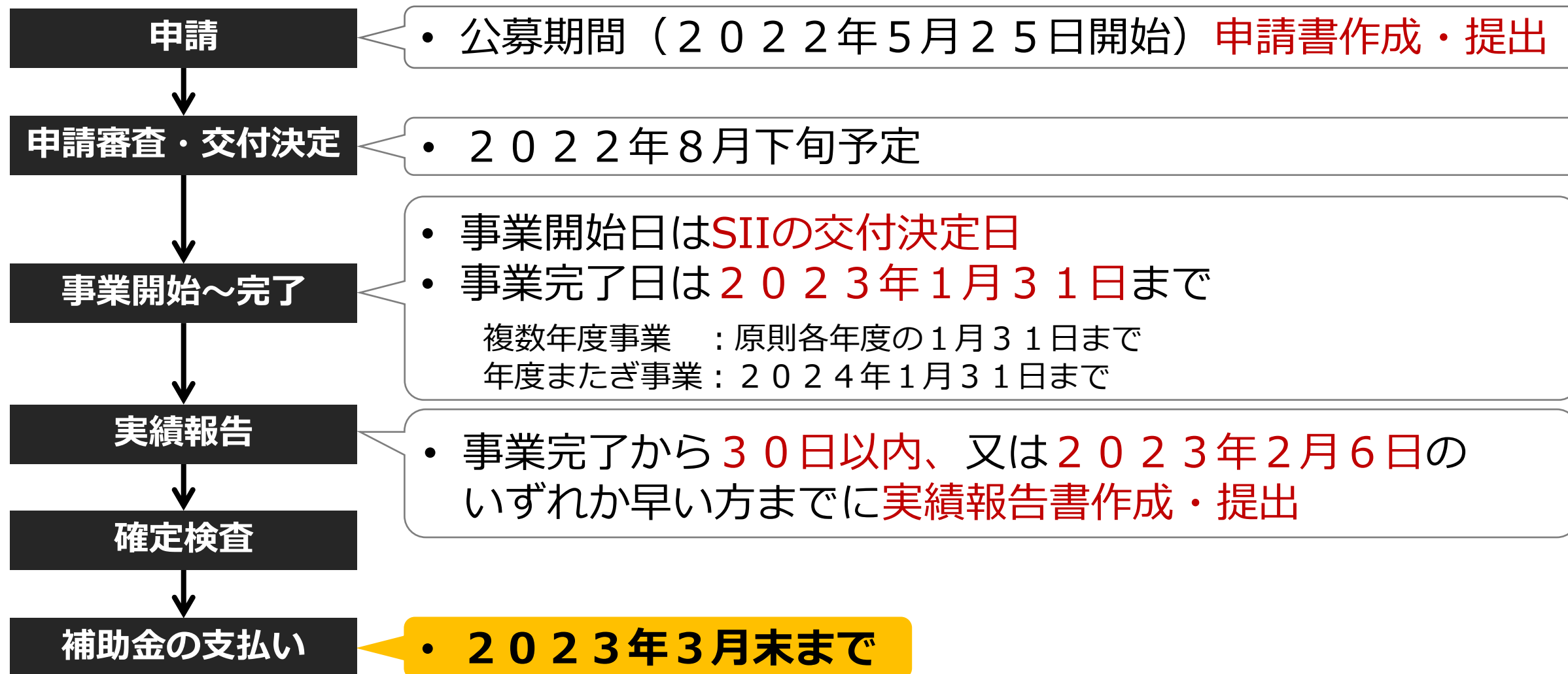
事業実施スケジュール



事業実施スケジュール



事業実施スケジュール



各区分の概要（A～D）

(A) 先進事業①

SIIがホームページで先進設備・システムとして公表した補助対象設備が対象です。

➤ 補助対象設備（(a) 先進設備・システム）は、以下を全て満たすものとなります。

- 既存設備・システムの置き換え、又は製造プロセスの改善等の改修を行い、その設備自体が省エネルギーに寄与する設備であること
- 計測器の代わりにEMSを新設する場合は、SIIが指定するEMSの機能要件を満たすこと
- 「廃棄エネルギー（蒸気・熱等）」を再利用する場合は、現在、事業所で稼働している設備・機器から廃棄しているエネルギーを再利用する設備であること
- 更新前後で使用用途が同じであること
- 兼用設備、将来用設備又は予備設備等ではないこと
- 中古品でないこと
- その他法令に定められた安全上の基準等を満たしている設備であること
- 自社で製造する製品ではないこと
- 付帯設備を他社のエネルギー負荷設備(本体設備)に設置する場合は、エネルギー負荷設備(本体設備)の安全性等の保証が担保される製品である根拠を明示できること。

(A) 先進事業②

導入予定設備のエネルギー使用量の計測にEMSを使用する場合

➤ 新設するEMSは、補助対象経費（設備費）に含めることが可能です。

No.	項目	EMSを設置する場合の主な要件
1	エネルギーの計測	見える化機能の実現に必要な項目の計測を行えること。
2	見える化	電力・ガスその他エネルギーを含め、1か月以内の事業所全体のエネルギー使用量を統一単位（原油換算kl）で閲覧できること。
3	接続機器の制御	省エネルギーのために各機器を自動制御する機能を有すること。
4	制御ログの保存	制御効果を把握するために、必要な制御ログ等を取得・保存できること。

(B) オーダーメイド型事業①

機械設計又は事業者の使用目的に合わせて設計・製造する設備等であって、設計図書等の納品物があるものが対象です。

➤ 具体的な想定設備は、以下の通りです。

- 新規設計の設備（フルオーダー品）
 - 類似設計の設備（カスタマイズ品）
 - システム設計を伴う設備（生産設備等を組み合わせた製造ライン）
 - システム設計を伴う設備（自動化装置等を組み合わせた製造ライン）
-
- **(c) 指定設備としてS I I ホームページに公表されている設備は、
(b) オーダーメイド型設備として、申請することはできません。**
 - **塩害仕様への変更、取り付け工具の変更等、単なるオプションの追加や組み合わせ設備等は補助対象外です。**

(B) オーダーメイド型事業②

➤ 補助対象設備（(b) オーダーメイド設備）は、以下を全て満たすものとなります。

- 既存設備・システムの置き換え、又は製造プロセスの改善等の改修を行い、その設備自体が省エネルギーに寄与する設備であること
- 計測器の代わりにEMSを新設する場合は、SIIが指定するEMSの機能要件を満たすこと
- 「廃棄エネルギー（蒸気・熱等）」を再利用する場合は、現在、事業所で稼働している設備・機器から廃棄しているエネルギーを再利用する設備であること
- 更新前後で使用用途が同じであること

(次ページに続きます)

(B) オーダーメイド型事業③

➤ 補助対象設備（(b) オーダーメイド設備）は、以下を全て満たすものとなります。

- 兼用設備、将来用設備又は予備設備等ではないこと
- 中古品でないこと
- その他法令に定められた安全上の基準等を満たしている設備であること
- 自社で製造する製品ではないこと

➤ 既設の事業所を廃止して新設する事業所に設備を導入する場合は、既存設備の更新と認められる範囲内において補助対象設備となります。

(C) 指定設備導入事業①

SIIが定める基準値を満たす省エネルギー性能を有し、SIIホームページで公表する以下設備区分に該当するものが対象です。

(c) 指定設備の設備区分

- ・ 高効率空調
- ・ 業務用給湯器
- ・ 高性能ボイラ
- ・ 高効率コージェネレーション
- ・ 低炭素工業炉
- ・ 変圧器
- ・ 冷凍冷蔵設備
- ・ 産業用モータ
- ・ 調光制御設備
- ・ 工作機械
- ・ プラスチック加工機械
- ・ プレス機械
- ・ 印刷機械
- ・ ダイカストマシン

(C) 指定設備導入事業②

➤ その他の設備要件は以下の通りです。

- エネルギー管理を一体で行っている国内で既に事業活動を営んでいる工場・事業場等において、現在使用している設備を本事業で定められた補助対象設備に更新すること
- 工場の移転や集約等、既存の事業所を移設する際に既設の設備を更新する場合は対象とする
- 既存設備を補助対象設備へ更新して省エネルギー化を図ること
- 更新前後で使用用途が同じであること
- 兼用設備、将来用設備又は予備設備等ではないこと
- 中古品ではないこと
- その他法令に定められた安全上の基準等を満たしている設備であること
- 自社で製造する製品ではないこと

(C) 指定設備導入事業③

- 定額補助額は補助対象設備の種別（性能区分）、又は能力に基づく定額とし、設備毎に補助金額を算出し、その合計を事業全体の補助金額とします。

設備種別により、算出パターンは以下の通りに分かります。

$$\text{① 補助金額} = \text{補助対象設備の能力} \times \text{能力あたりの補助金額} \times \text{導入台数}$$

$$\text{② 補助金額} = \text{補助対象設備の種別（性能区分）あたりの補助金額} \times \text{導入台数}$$

上記算出式 例①又は例②の設備区分毎の算出額と、設備区分毎の補助対象経費の2分の1の額とのいずれか低い額を補助金申請額とします。

(D) エネマネ事業

SIIが定める要件を満たし、エネマネ事業者が提供するエネルギー管理支援サービス等の実施のために必要不可欠なシステム・機器で、予めSIIの確認を受け、補助対象システム・機器として登録されているものが対象です。

➤ (d) EMS機器の主なシステム要件の例は以下の通りです。

エネルギーの計測について

- 見える化機能の実現及び、エネルギー管理支援サービスに必要な項目の計測を行えること
- 更新設備及び受電電力量の計測は必須とする
- ガス・石油等は計測を行わず、1ヶ月以内の検針票値入力でも可とする

データ保存

- SIIが指定するフォーマットで3年間のデータ登録を行うために、必要な粒度・項目・期間でデータ保存が行えること

▶ その他要件は公募要領をご確認ください。

エネマネ事業を含む場合の留意点

- エネマネ事業を含め申請をする場合は、以下に留意してください。
 - 補助事業者はエネマネ事業者との間で、エネルギー管理支援サービス契約を締結すること
 - 補助事業者はエネマネ事業者へ交付申請、実績報告、成果報告等に係る手続きの依頼が可能。但し、補助事業者は必ずエネマネ事業者と情報共有し、両社が必ず同じ認識のもと手続きを行うこと
 - 補助事業者は、導入したEMSを活用し、省エネルギー計画の達成に努めること
 - エネルギー管理支援サービス契約が終了するまでに補助事業者自らがEMS機能を活用できるようになること
 - 補助事業の完了後も、エネルギー管理支援サービス契約期間中は、契約に基づき、エネマネ事業者より、省エネ診断等による運用改善提案を受け、更なる省エネルギー事業を実施すること